

平成 23 年 11 月 14 日

厚生労働省
津田厚生労働大臣政務官 様

財団法人 日本知的障害者福祉協会
会 長 中 原 強

障害福祉サービス等に係る報酬改定に際しての意見・要望（要約版）

本会では、障害福祉サービスを担うものとして、知的障害者の福祉の増進のため、引き続き、安定した福祉サービスの提供とその質の向上に取り組んでまいることとしております。つきましては、障害福祉サービスの更なる充実・発展のため、平成 24 年度報酬改定に際し、次のとおり要望いたしますので、特段のご配慮をお願い申し上げます。

○経過措置の平成 24 年度以降の対応について

平成 24 年度までの経過措置となっている食事提供体制加算については、恒久的な加算とするようお願いいたします。

○基金事業の平成 24 年度以降の対応について

平成 23 年度をもって終了する基金事業について、事業運営安定化事業・移行時運営安定化事業（移行前収入の従前額保障）及び福祉・介護人材の処遇改善事業については、平成 24 年度以降も継続していただくようお願いいたします。また、通所サービス等利用促進事業の終了後は、送迎に係る費用として恒常的なものとするようお願いいたします。

○報酬単価の見直しについて

- ・ 就労継続支援 B 型及び、施設入所支援、サービス等利用計画作成費の報酬単価の見直しをお願いいたします。
- ・ 短期入所において、新たに単独型の単価を設けていただくようお願いいたします。

○各種加算等の見直しについて

- ・ 各種加算について、取得率の高い加算やサービス提供にあつて必須と思われる加算については、本体報酬への算入をお願いいたします。
- ・ 加算要件が厳しく、取得率の低い加算については、基準の見直しをお願いいたします。
- ・ 実際の提供サービスと比較して単価設定の低い加算については、単価の見直しをお願いいたします。
- ・ 新たに、事務職員の配置加算や生活介護における看護師配置加算を設けていただくようお願いいたします。
- ・ 児童養護施設において認められている加算や費用等については、障害児支援施設にも認めていただくようお願いいたします。

平成 23 年 11 月 14 日

厚生労働省
津田厚生労働大臣政務官 様

財団法人 日本知的障害者福祉協会
会 長 中 原 強

障害福祉サービス等に係る報酬改定に際しての意見・要望

本会では、障害福祉サービスを担うものとして、知的障害者の福祉の増進のため、引き続き、安定した福祉サービスの提供とその質の向上に取り組んでまいることとしております。

つきましては、障害福祉サービスの更なる充実・発展のため、平成 24 年度報酬改定に際し、次のとおり要望いたしますので、特段のご配慮をお願い申し上げます。

経過措置の平成 24 年度以降の対応について

1. 食事提供体制加算

利用者負担の大幅な増加につながる食事提供加算については、恒久的な加算とするようお願いいたします。

基金事業の平成 24 年度以降の対応について

1. 通所サービス等利用促進事業（通所施設等における送迎サービスへの助成）

送迎は通所事業所、利用者双方にとって不可欠なものです。特別対策の「通所サービス利用促進事業」の終了後は、送迎に係る費用として恒常的なものとするようお願いいたします。

2. 事業運営安定化事業、移行時運営安定化事業（移行前収入の従前額保障）

障害程度区分や人員配置基準、報酬構造など自立支援法の抱える様々な課題の見直しがされるまでの間の継続をお願いします。

3. 福祉・介護人材の処遇改善事業

福祉・介護人材の処遇改善事業の継続を求めます。

報酬単価の見直しについて

1. 就労継続支援B型の報酬単価の見直し

就労継続支援B型については、平成 21 年 4 月の報酬改定により、手厚い就労支援体制（通所授産施設と同様の 7.5 : 1 の配置）がとられている場合の報酬単価が設定されましたが、旧体系の通所授産施設の報酬単価と比較して未だ低い水準となっています。さらに、就労継続支援B型に設けられている各種加算を全て受けた場合でも（現実的には全て取得するのは困難）、通所授産施設の報酬単価には達しないことから、就労継続支援の報酬単価の見直しを求めます。

2. 施設入所支援の適正な評価

施設入所支援においては、基準上の職員配置は1名（定員61名以下の場合）となっています。しかし、同性介助や夜間以外（夕方～就寝時までの間、および起床～日中活動までの間）の支援を考えると、最低でも「夜勤職員配置体制加算」の算定要件である3名の配置が必要となります。

しかしながら、この「夜勤職員配置体制加算」は30単位と極端に低いものとなっており（指定基準上の1名の配置で188単位が算定されるのに対して、加算対象となる3名を配置した場合は218単位）、施設入所支援の経営は極めて厳しい状況にあります。

厚生労働省はこの不整合を解消するため、Q&Aにおいて日中活動に携わる生活介護等の職員による施設入所支援の勤務を可能とし、施設入所支援に携わった時間を本来の生活介護等に勤務した時間として算定してよいとしています。これでは、日中の生活介護等の職員配置が薄くなり、日中活動のみを行う生活介護事業所との間に不均衡が生じることになります。

このように、施設入所支援の報酬上の評価が極端に低いため、適正な評価をしていただくようお願いいたします。

3. サービス等利用計画作成費の報酬単価の見直し

障害者自立支援法の改正により、障害福祉サービスを利用する全ての障害者が計画相談支援の対象になります。

しかし、これまでのサービス等利用計画作成費の報酬単価では、専門的知識や経験をもった専従の職員を配置することは難しいことから、報酬単価の見直しをお願いいたします。

4. 短期入所における単独型単価の創設

短期入所のニーズが多くなるなか、短期入所（単独型）の設置数が増えない理由の一つとして、現行の単独型加算では施設が維持できないことが挙げられます。地域で暮らす障害者をサポートする短期入所（単独型）を増やし、緊急でも柔軟な対応が可能な入所サービスを準備するため、短期入所における単独型単価の創設をお願いいたします。

各種加算について

【サービス費本体に組み入れていただきたい加算項目】

1. 施設入所支援における土日等日中支援加算

本会において実施した「平成23年度経営状況調査」によれば、本加算の取得率は92.7%に上ります。施設入所支援においては土日においても平日と同様の支援を行っていることから、本体報酬での評価をお願いいたします。

2. 施設入所支援における栄養管理体制加算（栄養士配置加算）

入所施設の機能には、栄養士は必置であるべきと考えます。よって、本加算については本体報酬での評価をお願いいたします。

3. 就労継続支援における目標工賃達成指導員配置加算

就労継続支援の性格上、受注活動の促進は必須と考えます。よって、「目標工賃達成指導員」については必置とし、本加算については本体報酬での評価をお願いいたします。

【基準を見直していただきたい加算項目】

1. 施設入所支援における入院時支援特別加算

障害施設入所者の入院時の支援は、当該入所施設の支援員が行っているのが現状であり、そのコストを評価する必要があります。現行では月に1回までの算定しか認められておりませんが、基準の見直しをお願いいたします。

2. 施設入所支援における栄養マネジメント加算

現行の基準では、本加算を取得するには、常勤の管理栄養士を置くこととされており、本会の実施した「平成23年度経営状況調査」によれば取得率が27.6%と、ほとんど取得されていない状況にあります。栄養士の配置でも取得できるよう、基準の見直しをお願いいたします。

3. 重度障害者支援加算

本加算の対象となる利用者は「厚生労働大臣が定める基準」の行動関連項目の合計点が15点以上とされていますが、障害程度区分に関わりなく、行動援護の基準である8点以上と同等とするなど、基準の見直しをお願いいたします。また、ケアホームにおける重度障害者支援加算についても施設入所支援と同様の基準とするとともに、単価についても同様とするようお願いいたします。

4. 就労継続支援事業における重度者支援体制加算

本加算については、平成24年3月までの経過措置として、「障害年金1級受給者の5%以上」で受給できることとされております。経過措置期間終了後については、経過措置の基準を本加算の基準とするようお願いいたします。

さらに、就労継続支援事業（A型・B型）には、職能判定で重度の判定を受けているにもかかわらず無年金の方も存在します。つきましては、本加算の基準である「障害年金1級」の要件について、職能判定での重度についてもカウントを可能とするなど、緩和をお願いいたします。

5. グループホーム・ケアホームにおける日中支援加算

日中活動を利用できずにホームに残る利用者が増加しています。本加算については、理由に関わらず、1日目から算定されるよう基準の見直しをお願いいたします。

【単価を見直していただきたい加算項目】

1. ケアホームにおける夜間支援体制加算

現行の加算単価では、小規模の事業所や夜間支援が必要な利用者が少数の事業所においては夜間支援職員の配置が困難な状況となっています。小規模の事業所等においても夜間支援職員が配置できるよう、支援の実態に応じた加算を設ける等、単価の見直しをお願いいたします。

2. 自立訓練宿泊型における食事提供体制加算

自立訓練宿泊型は、朝・夕の食事を提供しているにも係らず、昼食1食の日中活動と同一の単価となっています。朝・夕時の2食を提供する場合には、旧通勤寮と同様に68単位への見直しをお願いいたします。

3. 就労継続支援事業・就労移行支援事業における施設外就労加算

現行の単価では、施設外就労に同行する職員を外部から入れるには困難な状況にあります。つきましては、本加算の単価の見直しをお願いいたします。

【新たに設けていただきたい加算項目】

1. 事務職員配置加算

事務処理の増加に伴い、事務職員の配置について新たな加算の創設をお願いいたします。

2. 生活介護における看護師配置加算

本会の実施した 23 年度調査によれば、「恒常的に看護師の配置が必要」と回答した事業所は 45.3%となっています。実際に看護師を複数配置している事業所もあり、人件費における負担が大きいことから、新たな加算の創設をお願いいたします。

障害児施設について

平成 24 年 4 月 1 日からの施行される障害児施設の一元化に伴い、障害種別のない障害児施設が創設されます。一般的には一般児童より手がかかるといわれている障害児について、少なくとも、現在一般児童の入所施設である児童養護施設において認められている費用について認めてくださいますようお願いいたします。

【障害児支援における最優先要望事項】

1. 職員配置基準の増加と人員配置体制加算の創設

職員配置基準を現行の 4.3 : 1 から 3 : 1 に見直し、それらを踏まえた本体報酬単価とするようお願いいたします。また、より手厚い人員配置を行っている場合には、障害者自立支援法の生活介護における人員配置体制加算（1.7 : 1、2 : 1、2.5 : 1）に準じた加算を創設するようお願いいたします。

2. 看護師加算(措置費・給付費共)

現行では正看護師しか認められていないが、准看護師への適用についてもお願いいたします。

3. 行動障害加算(措置費・給付費共)

現行の強度行動障害加算は適用水準が高すぎるので、行動障害加算とし、適用水準の緩和をお願いいたします。

【基準を見直していただきたい加算項目】

1. 小規模施設加算(措置費・給付費共)

現行では定員 30 名以下の施設に適用されていますが、児童養護施設は定員 45 名以下の施設に適用されているので、適用水準を児童養護施設と同一にするようお願いいたします。

2. 自活訓練加算(措置費・給付費共)

現行の適用条件を緩和し、特別支援学校高等部卒業以降も適用し、また、適用期間も最大 2 年間までの延長を望みます。また、自活訓練加算が適用されている期間は、措置・契約に関わらず児童施設への入所期間が継続されるようお願いいたします。

3. 幼稚園費(措置費)

児童養護施設においては幼稚園費が認められているので、障害児入所施設においても学校教育費における幼稚園の教育費を対象としてください。また、保育所への通所を可能とする措置を講じるようお願いいたします。

4. 特別育成費(措置費)

児童養護施設において認められている特別育成費（公立・私立高等学校通学費）は、障害児入所施設においては、その都度協議の上支給されています。対象児童には例外なくすべての児童に支給するようお願いいたします。

5. 被虐待児受入加算(措置費)

現行では入所後1年間しか適用されていませんが、入所中は期間を限定せず適用するようお願いいたします。

【新たに設けていただきたい加算項目】

1. 幼児加算(措置費・給付費共)

児童養護施設においては、乳児1.7:1、1・2歳児2:1、3歳～就学前児3:1の職員配置となっています。障害児入所施設においても、児童養護施設における乳幼児への職員配置に準じるか、またはそれ以上の加算措置を設けるようお願いいたします。

2. 家庭支援専門相談員加算(措置費・給付費共)

児童養護施設において認められている家庭支援専門相談支援員加算について、障害児入所施設においても創設をお願いいたします。

3. 小規模グループケア加算(措置費・給付費共)

児童養護施設において認められている小規模グループケア加算について、障害児入所施設においても創設をお願いいたします。

【その他】

1. 地域小規模障害児入所施設（障害児グループホーム）の制度化

児童養護施設において認められている地域小規模児童養護施設（グループホーム）を障害児入所施設においても地域小規模障害児入所施設（障害児グループホーム）として創設していただくようお願いいたします。

2. 自立訓練支援員の配置

改正法により、「障害児入所施設は、重度・重複化への対応や障害者施策へ繋ぐための自立支援機能を強化するなど、支援目標を明確化し、個別支援計画を踏まえた支援の提供を目指す」とされたことから、新たに自立訓練支援員を配置基準に加えるようお願いいたします。

3. 自立援助ホームの創設

自立援助ホームを障害児入所施設においても創設するようお願いいたします。

4. 栄養士配置基準の引き下げ

現行の定員41名以上の配置基準を定員40名以下の施設にも配置することとし、それに応じて本体報酬の改善をお願いいたします。